

漁業技能実習事業協議会（第1回） 議事次第

日時：平成29年12月13日 15:00～

場所：農林水産省第2特別会議室

開会

1. 漁業技能実習事業協議会の設置
2. 技能実習生の待遇に関する措置
3. 複数の作業に係る実習の適正な組合せ
4. 事業協議会証明書の交付
5. その他

閉会

配付資料：

資料1 漁業技能実習事業協議会の設置及び構成員	1
資料2 漁業技能実習事業協議会運営要領案	4
資料3 団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等案	7
資料4 複数作業に係る技能実習の適正実施を確保する体制案	13
資料5 漁業技能実習事業協議会証明書交付要領案	20

漁業技能実習事業協議会の設置について

漁船漁業及び養殖業に係る外国人技能実習は、従来、(一社)大日本水産会及び全日本海員組合が、「技能実習制度協議会」を設置し、実習の適正化及び技能実習生の保護を図ってきた。

今般、技能実習法施行(平成29年11月1日)に伴い、農林水産省が、漁業を所管する立場から、同法に基づく事業協議会を組織する。

名 称：漁業技能実習事業協議会

設 置：平成29年12月13日

根 拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第54条第1項

目 的：事業協議会の構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、漁船漁業及び養殖業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うこと。

協議事項：

- ①実習実施者及び監理団体による技能実習生の待遇の確保その他の漁船漁業及び養殖業に特有の事情に応じた固有の基準の設定
- ②職種・作業の追加及び複数の職種・作業に係る実習の適正な組合せ
- ③不正行為に対する横断的な再発防止策
- ④構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

構 成 員：別紙のとおり

議 事：非公開(資料・議事要旨を公開)

事 務 局：水産庁漁政部企画課
(一社)大日本水産会

開催時期：毎年7月頃

漁業技能実習事業協議会 構成員等

[順不同・敬称略]

【監理団体・実習実施者の関係者】

一般社団法人大日本水産会	(常務理事	小林 憲)
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会	(専務理事	納富 善裕)
全国漁業協同組合連合会	(常務理事	大森 敏弘)
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会	(会長	宇都宮 松男)
一般社団法人全国いか釣り漁業協会	(専務理事	堀尾 保之)
海士町	(副町長	澤田 恭一)
一般社団法人全国まき網漁業協会	(専務理事	武井 篤)
一般社団法人全国底曳網漁業連合会	(業務課長	筆谷 拓郎)
全国かじき等流し網漁業協議会	(会長	井上 幸宣)
一般社団法人日本定置漁業協会	(専務理事	森 義信)

【技能実習生の関係者】

全日本海員組合	(水産局長	高橋 健二)
---------	--------	---------

【事業所管省庁】

水産庁長官	(水産庁長官	長谷 成人)
水産庁漁政部企画課	(企画課長	藤田 仁司)
水産庁資源管理部漁業調整課	(漁業調整課長	黒萩 真悟)
水産庁増殖推進部栽培養殖課	(栽培養殖課長	伊佐 広己)
農林水産省経営局就農・女性課	(就農・女性課長	佐藤 一絵)

【オブザーバー】

法務省入国管理局入国在留課	(入国在留課長	丸山 秀治)
厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官	(参事官	山田 敏充)
国土交通省海事局船員政策課	(船員政策課長	増田 直樹)
外国人技能実習機構総務部	(総務部長	高橋 秀誠)
公益財団法人国際研修協力機構	(理事・申請支援部長	妹川 光敏)
一般社団法人全国海水養魚協会	(専務理事	中平 博史)

参照条文
【事業協議会関係】

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(昭和二十八年法律第八十九号) (抄)

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会（以下この条において「事業協議会」という。）を組織することができる。

- 2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。
- 4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。

漁業技能実習事業協議会決定第 号
平成 年 月 日

漁業技能実習事業協議会組織運営要領（案）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 54 条第 5 項の規定に基づき、漁業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁船漁業及び養殖業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第 2 条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

（主宰）

第 3 条 事業協議会は、水産庁長官が主宰する。

2 水産庁長官は、会務を総理し、事業協議会を代表する。

3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長がその職務を代理する。

（事務局）

第 4 条 事業協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第 5 条 水産庁長官は、毎年度、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。

- 3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を、会議に出席させる。
- 4 水産庁長官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 水産庁長官は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第6条 事業協議会は、漁船漁業及び養殖業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 実習実施者及び監理団体による技能実習生の待遇の確保その他の漁船漁業及び養殖業に特有の事情に応じた固有の基準の設定
 - 二 職種・作業の追加及び複数の職種・作業に係る実習の適正な組合せ
 - 三 不正行為に対する横断的な再発防止策
 - 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組
- 2 会議において構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

漁業技能実習事業協議会構成員及びオブザーバー

【順不同】

1. 構成員

(監理団体・実習実施者の関係者)

一般社団法人大日本水産会
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
全国漁業協同組合連合会
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
一般社団法人全国いか釣り漁業協会
海士町
一般社団法人全国まき網漁業協会
一般社団法人全国底曳網漁業連合会
全国かじき等流し網漁業協議会
一般社団法人日本定置漁業協会

(技能実習生の関係者)

全日本海員組合

(事業所管省庁)

水産庁長官
水産庁漁政部企画課
水産庁資源管理部漁業調整課
水産庁増殖推進部栽培養殖課
農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

法務省入国管理局入国在留課
厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官
国土交通省海事局船員政策課
外国人技能実習機構
公益財団法人国際研修協力機構
一般社団法人全国海水養魚協会

漁業技能実習事業協議会決定第 号
平成 年 月 日

漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等(案)

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）第2条の規定に基づき、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について団体監理型実習実施者及び監理団体が講じる措置等を次のように定める。

（監理団体が講じる措置）

第1条 監理団体は、全日本海員組合と協議し、団体監理型技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇を定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる監理団体は、漁船同盟連絡協議会（当該協議会に属する労働組合を含む。）と協議してその待遇を定めることができる。

- 一 平成 年 月 日【決定日】前から、漁船同盟連絡協議会と協議して団体監理型技能実習生の待遇を定めている監理団体
- 二 平成 年 月 日【決定日】以後に、新たに技能実習制度を活用しようとする団体監理型実習実施者であって、当該実施者と雇用契約を締結している労働者が現に漁船同盟連絡協議会の組合員であるものに対する実習監理を行う監理団体

（団体監理型実習実施者が講じる措置）

第2条 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習生との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた団体監理型技能実習生の待遇を確保しなければならない。

（全国団体等の責務）

第3条 別表の上欄に掲げる漁船漁業職種に属する作業の区分ごとに、同表の下欄に定める全国団体等であって実習監理を行う監理団体が属するもの（以下「全国団体等」という。）は、前2条に規定する措置と相まって、自らに属する監理団体による適切な実習監理の下で、団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実

習生の保護が図られるよう、当該監理団体に対して監理事業の実施状況の確認及び監理事業の実施に伴う法令の遵守徹底その他の指導及び助言をしなければならない。

(一般社団法人大日本水産会による支援)

第4条 一般社団法人大日本水産会は、第1条及び第2条の措置を講じている旨を証する書面の交付に関する事務をつかさどる。

2 一般社団法人大日本水産会は、全国団体等が前条に規定する事務を適正に実施できるよう、全国団体等からの相談に適切に応じ、必要な指導及び助言をしなければならない。

別表 (第3条関係)

作業	全国団体等
かつお一本釣り漁業	一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
延縄漁業	一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
	全国漁業協同組合連合会
	全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
いか釣り漁業	一般社団法人全国いか釣り漁業協会
	全国漁業協同組合連合会
まき網漁業	海士町
	一般社団法人全国まき網漁業協会
	全国漁業協同組合連合会
ひき網漁業	海士町
	一般社団法人全国底曳網漁業連合会
	全国漁業協同組合連合会
刺し網漁業	全国かじき等流し網漁業協議会
	全国漁業協同組合連合会
定置網漁業	一般社団法人日本定置漁業協会
かに・えびかご漁業	海士町
	全国漁業協同組合連合会

漁業技能実習事業協議会決定第 号
平成 年 月 日

養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等(案)

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）第7条の規定に基づき、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について団体監理型実習実施者及び監理団体が講じる措置等を次のように定める。

（監理団体が講じる措置）

第1条 監理団体は、全日本海員組合と協議し、団体監理型技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇を定めなければならない。

（団体監理型実習実施者が講じる措置）

第2条 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習生との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた団体監理型技能実習生の待遇を確保しなければならない。

（全国漁業協同組合連合会の責務）

第3条 全国漁業協同組合連合会は、都道府県ごとに、漁業協同組合連合会に、監理団体、全日本海員組合その他団体監理型技能実習の関係者により構成される養殖業技能実習制度地域監理委員会（以下この条において「地域監理委員会」という。）を設置させなければならない。

2 地域監理委員会は、前二条に規定する措置と相まって、自らに属する監理団体による適切な実習監理の下で、団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護が図られるよう、監理事業の実施状況の確認及び監理事業の実施に伴う法令の遵守徹底その他の指導及び助言をしなければならない。

3 全国漁業協同組合連合会は、前項に規定する地域監理委員会の事務の実施状況を確認し、必要な指導及び助言をしなければならない。

(一般社団法人大日本水産会による支援)

第4条 一般社団法人大日本水産会は、第1条及び第2条の措置を講じている旨を証する書面の交付に関する事務をつかさどる。


2 一般社団法人大日本水産会は、全国漁業協同組合連合会が前条に規定する事務を適正に実施できるよう、全国漁業協同組合連合会からの相談に適切に応じ、必要な指導及び助言をしなければならない。

(参考) 漁業関係の団体監理型技能実習に特有の基準

技能実習法（平成29年11月1日施行）の下、漁業を所管する農林水産大臣が、その知見を活かし、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、海上作業が一定程度占める漁業特有の事情に鑑み、技能実習計画の認定や監理団体の業務実施等に係る一部の基準を制定。【平成29年農林水産省告示第937号】

1. 漁船漁業職種・作業

技能実習計画の認定基準

- 漁船及び監理団体間の通信手段（漁業無線等）の確保 
- 事業協議会の協議内容に沿った技能実習生の待遇の確保
- 技能実習生の数の上限

漁船漁業職種・作業	技能実習生		
	1号	2号	3号
技能実習生上限数	2人	4人	—
優良団体の場合	4人	8人	12人

※ 漁船1隻当たり・乗組員数の範囲内で適用

監理団体の業務実施基準等

- 漁業協同組合が監理団体
- 監査（3月）・訪問指導（毎月）の方法の代替

漁船の現地確認・乗組員の面談等が、困難な場合、
 ①漁業無線等による報告受領・記録
 ②文書受領・保存 等に代えることが可能

【注意】 監査事項は他の職種と同一

2. 養殖業職種・作業

技能実習計画の認定基準

- 事業協議会の協議内容に沿った技能実習生の待遇の確保
- 技能実習生の数の上限

実習実施者：非法人
 監理団体：漁協

養殖業職種・作業	技能実習生		
	1号	2号	3号
技能実習生上限数	2人	4人	—
優良団体の場合	4人	8人	12人

参照条文

【技能実習生の待遇措置関係】

○漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成二十九年農林水産省告示第九百三十七号）（抄）

第二条 漁船漁業職種・作業に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇（同条第一号から第四号までに規定するものを除く。第七条において同じ。）について、漁船漁業に係る事業協議会（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第五十四条第一項に規定する事業協議会をいう。第七条において同じ。）において協議が調った措置を講じていることとする。

第七条 養殖業職種に属する作業（以下単に「養殖業職種・作業」という。）に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、養殖業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていることとする。

漁業技能実習事業協議会決定第 号
平成 年 月 日

複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施するための体制の確認（案）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号）では、複数の職種及び作業に係る技能等が相互に関連し、当該技能等を修得するための実習を行うことに合理性がある場合、多能工の養成等を目的として複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を行うことが認められているところ、漁業技能実習事業協議会は、別紙のとおり、当該実習を実施するための体制を確認し、以下のとおり、実習の適正な実施及び技能実習生の保護に取り組むこととする。

なお、これを変更する場合は、その都度協議する。

1. ① 監理団体は、複数の職種及び作業を組み合わせるにより技能実習制度を利用しようとする者に対し、人材育成を通じた技能等の移転による国際協力の推進という制度の趣旨に鑑み、複数の職種及び作業の目標を達成するための時間的制約の中でも技能等を効果的に修得できるよう技能実習計画の作成を指導すること
 - ② 監理団体は、労働組合と協議して定めた団体監理型技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇が複数の職種及び作業の目標を達成するための時間的制約を理由として損なわれることのないよう実習監理を徹底すること
2. 全国団体等は、複数の職種及び作業の主従に応じて、監理団体又は地域監理委員会への指導及び助言を適切に行うこと

複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施するための体制

No	職種	全国団体等		監理団体	所在地	労働組合	確認日
		作業					
1	主 漁船漁業	ひき網漁業	(一社)全国底曳網漁業連合会	浜坂漁業協同組合	(兵庫県)	全日本海員組合	※
	従 漁船漁業	いか釣り漁業	(一社)全国いか釣り漁業協会				
2	主 漁船漁業	いか釣り漁業	全国漁業協同組合連合会	日高中央漁業協同組合	(北海道)	全日本海員組合	
	従 漁船漁業	刺し網漁業	全国漁業協同組合連合会				
3	主 漁船漁業	かに・えびかご漁業	全国漁業協同組合連合会	日高中央漁業協同組合	(北海道)	全日本海員組合	
	従 漁船漁業	刺し網漁業	全国漁業協同組合連合会				
4	主 漁船漁業	かに・えびかご漁業	全国漁業協同組合連合会	えりも漁業協同組合	(北海道)	全日本海員組合	
	従 漁船漁業	刺し網漁業	全国漁業協同組合連合会				
5	主 漁船漁業	刺し網漁業	全国漁業協同組合連合会	日高中央漁業協同組合	(北海道)	全日本海員組合	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業	全国漁業協同組合連合会				
6	主 漁船漁業	刺し網漁業	全国漁業協同組合連合会	えりも漁業協同組合	(北海道)	全日本海員組合	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業	全国漁業協同組合連合会				
7	主 漁船漁業	いか釣り漁業	全国漁業協同組合連合会	日高中央漁業協同組合	(北海道)	全日本海員組合	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業	全国漁業協同組合連合会				
8	主 漁船漁業	いか釣り漁業	全国漁業協同組合連合会	えりも漁業協同組合	(北海道)	全日本海員組合	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業	全国漁業協同組合連合会				

※ No.1の組合せについては、大日本水産会漁業技能実習制度協議会(平成29年6月9日)において確認済

参考資料

複数の職種及び作業に係る技能実習の概要(予定)

No	職種	実習概要		技能実習生				適用法令	複数職種・作業	期間	理由	実習目標
		開始時期 (見込み)	監理団体	第1号	第2号	第3号	作業					
1	主 漁船漁業	ひき網漁業	浜坂漁業協同組合	○	○	—	船員法	省略	11月1日 ~ 7月31日	省略	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	いか釣り漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						
2	主 漁船漁業	いか釣り漁業	日高中央漁業協同組合	○	○	—	船員法	別紙	6月1日 ~ 12月31日	別紙	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	刺し網漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						
3	主 漁船漁業	かに・えびかご漁業	日高中央漁業協同組合	○	○	—	船員法	省略	3月1日 ~ 10月31日	省略	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	刺し網漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						
4	主 漁船漁業	かに・えびかご漁業	えりも漁業協同組合	○	○	—	船員法	省略	3月1日 ~ 10月31日	省略	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	刺し網漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						
5	主 漁船漁業	刺し網漁業	日高中央漁業協同組合	○	○	—	船員法	省略	2月23日 ~ 12月4日	省略	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						
6	主 漁船漁業	刺し網漁業	えりも漁業協同組合	○	○	—	船員法	省略	7月1日 ~ 2月28日	省略	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						
7	主 漁船漁業	いか釣り漁業	日高中央漁業協同組合	○	○	—	船員法	省略	6月1日 ~ 12月31日	省略	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						
8	主 漁船漁業	いか釣り漁業	えりも漁業協同組合	○	○	—	船員法	省略	7月1日 ~ 12月31日	省略	技能実習評価試験合格	
	従 漁船漁業	かに・えびかご漁業		インドネシア	インドネシア	技能実習指導員による確認						

漁船漁業職種(刺し網漁業)

作業の定義		技能実習2号[2年目]				
技能実習1号		技能実習2号[1年目]		技能実習3号		
<p>刺し網漁船を使用し、漁獲物の遊泳通過する場所を遮断する様に刺し網を張って行う漁業をいう。 ※漁船漁業職種は海上作業という特殊性を有するため、漁業界独自の監理体制を取っておりますので、実習制度を利用する前に必ず大日本水産会までご相談下さい。 漁獲方法・漁獲物によっては移行対象職種・作業とはならない可能性があります。</p>						
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	<p>①刺し網漁業</p> <p>①漁具の製作・補修作業</p> <ol style="list-style-type: none"> まき結び作業 もやい結び作業 かえる又結び作業 アイスブライス作業 網針に網糸を巻く作業 網糸で網地を編む作業 同日合網地を網糸で繋ぐ作業 網と網を「せばいと」で繋ぐ作業 <p>②漁具・漁労機械の操作作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 投網開始時に標識(ラジオブイ、ぼんでん竿等)を取り付ける作業 漁獲魚を素早く網から外す作業 整反作業 <p>③漁獲物の処理作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁獲物の種類分け作業 漁獲物のサイズ分け作業 	<p>①刺し網漁業</p> <p>①漁具の製作・補修作業</p> <ol style="list-style-type: none"> まき結び作業 もやい結び作業 本目結び作業 かえる又結び作業 アイスブライス作業 ショートブライス作業 網針に網糸を巻く作業 網糸で網地を編む作業 網地穴の補修作業 同日合網地を網糸で繋ぐ作業 網と網を「せばいと」で繋ぐ作業 網地の縁に縁網を編む作業 <p>②漁具・漁労機械の操作作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 魚群探知機の魚群探索作業 魚群探知機の測深(海底の深さ測定)作業 投網開始時に標識(ラジオブイ、ぼんでん竿等)を取り付ける作業 網を船尾にネットキャリアーで送る作業 漁獲魚を素早く網から外す作業 整反作業 <p>③漁獲物の処理作業(漁獲物に応じた作業を選択)</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁獲物の種類分け作業 漁獲物のサイズ分け作業 漁獲物の鮮度保持(神経切断)作業 	<p>①刺し網漁業</p> <p>①漁具の製作・補修作業</p> <ol style="list-style-type: none"> まき結び作業 もやい結び作業 いかり結び作業 ロープの端留め(バックスブライス)作業 本目結び作業 かえる又結び作業 アイスブライス作業 ショートブライス作業 ロングスブライス作業 網針に網糸を巻く作業 網糸で網地を編む作業 網地穴の補修作業 同日合網地を網糸で繋ぐ作業 網と網を「せばいと」で繋ぐ作業 網地の縁に縁網を編む作業 網地の縮結を計算する作業 一定目合、縮結の網地で長さ幅を計算する作業 <p>②漁具・漁労機械の操作作業</p> <ol style="list-style-type: none"> GPSを使用し、漁場を決める作業 魚群探知機の魚群探索作業 魚群探知機の測深(海底の深さ測定)作業 投網開始時に標識(ラジオブイ、ぼんでん竿等)を取り付ける作業 投網時に網地をスムーズに出す作業 揚網開始時に標識(ラジオブイ、ぼんでん竿等)を取り込む作業 網を船尾にネットキャリアーで送る作業 漁獲魚を素早く網から外す作業 揚網機を操作して、網を揚げる作業 整反作業 <p>③漁獲物の処理作業(漁獲物に応じた作業を選択)</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁獲物の種類分け作業 漁獲物のサイズ分け作業 鮮魚出荷用に箱詰め作業 漁獲物の鮮度保持(神経切断)作業 漁獲物の鮮度保持(鰓、内臓の除去)作業 大型魚漁獲時のドレス作業 鮮度による選別作業 	<p>②安全衛生作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇入れ時の安全衛生教育 乗船時の安全衛生教育 作業開始前の安全装置等の点検作業 漁船漁業職種に必要な整理整頓作業 漁船漁業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 保護具の着用と服装の安全点検・収納作業 保護具の装着、収納の必要性理解及び指導の実施 安全装置の使用等による安全作業 労働衛生上の有害性を防止するための作業 異常時及び事故発生時の応急処置作業の習得 操業時の事故(転倒、海中転落、落下物、噛みつかれ等)防止 消火器による初期消火作業 	※	
	関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 水揚げ作業の準備 水揚げ作業(陸上選別を含む。) 陸上での漁具製作・補修作業 陸上での漁労機器点検作業 <p>(2)周辺作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 出港時の漁具積み込み作業 帰港時の漁具積み下ろし作業 船体補修作業 <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>				
	使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	特になし				
使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>①漁労機械類(1. は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること)</p> <ol style="list-style-type: none"> 刺し網漁船 魚群探知機 GPS 揚網用ネットホーラー ネットキャリアー 送網管 サイドローラー ポールローラー 網捌き機 浮子(あば) 捌き機 投網用ローラー 網置場 手動式選別機 自動式選別機 魚籠 <p>②漁具類(1. は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること)</p> <ol style="list-style-type: none"> 刺し網 身網 浮子(あば) 浮子(あば) 網 沈子(いわ) 沈子(いわ) 網 せば糸 浮き(丸あば) ぼんでん竿 ラジオブイ ランプ(だるま灯) 魚箱(発泡スチロール箱) 罾(土俵) 漁具等仕様書 					
製品の例(該当するものを選択すること。)	<ol style="list-style-type: none"> マカジキ メカジキ クロカジキ シロカジキ バショウカジキ カツオ キハダ ペンナガ(ピンチョウ、トンボ) サウラ シイラ トビウオ メダイ カレイ エイ(カスベ) マダラ スケトウダラ メヌケ(アカウオ類) キチジ ホッケ 					
移行対象職種・作業とはならない作業	1. 関連作業及び周辺作業のみの場合					

漁船漁業職種(かに・えびかご漁業)

作業の定義	かご漁船及びかご漁具を使用して、深海においてカニ、エビを捕獲する漁業をいう。 ※漁船漁業職種は海上作業という特殊性を有するため、漁業界独自の監理体制を取っておりますので、実習制度を利用する前に必ず大日本水産会までご相談下さい。 漁獲方法・漁獲物によっては移行対象職種・作業とはならない可能性があります。			
	技能実習1号	技能実習2号[1年目]	技能実習2号[2年目]	技能実習3号
作業の定義 必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	(1)かに・えびかご漁業 ①漁具の製作・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. かえる又結び作業 4. アイスブライス作業 5. 網針に網糸を巻く作業 6. 網糸で網地を編む作業 7. 幹繩に岩糸を刺す作業 8. 枝繩を幹繩に取り付ける作業 9. かご枠に防錆処理を施す作業 10. 網地を筒状に縫合する作業 ②漁具・漁労機械の操作作業 1. かごから漁獲物を素早く丁寧に取り出す作業 2. 餌の交換作業 3. かごを船尾に送る作業 4. 投げかごの準備作業 5. 幹繩をコイルする作業 ③漁獲物の処理作業 1. 漁獲物の性別分け作業 2. 漁獲物の種類分け作業 3. 漁獲物のサイズ分け作業 4. 漁獲物の鮮度保持作業	(1)かに・えびかご漁業 ①漁具の製作・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. 本目結び作業 4. かえる又結び作業 5. アイスブライス作業 6. ショートスブライス作業 7. 網針に網糸を巻く作業 8. 網糸で網地を編む作業 9. 網地穴の補修作業 10. 幹繩に岩糸を刺す作業 11. 枝繩を幹繩に取り付ける作業 12. かご枠に防錆処理を施す作業 13. 網地を筒状に縫合する作業 14. かご枠にかご網を被せて固定する作業 ②漁具・漁労機械の操作作業 1. 魚群探知機の魚群探索作業 2. 魚群探知機の測深(海底の深さ測定)作業 3. かごから漁獲物を素早く丁寧に取り出す作業 4. 餌の交換作業 5. かごを船尾に送る作業 6. かごの付いた枝繩を幹繩に結び、そのかごを船尾に積み上げる作業 7. 投げかごの準備作業 8. 幹繩をコイルする作業 9. 投げかご作業を行う順番にかごを運搬する作業 ③漁獲物の処理作業 1. 漁獲物の性別分け作業 2. 漁獲物の種類分け作業 3. 漁獲物のサイズ分け作業 4. 漁獲物の鮮度保持作業 5. 魚籠の温度管理作業	(1)かに・えびかご漁業 ①漁具の製作・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. いやり結び作業 4. ローブの端留め(バックスブライス)作業 5. 本目結び作業 6. かえる又結び作業 7. アイスブライス作業 8. ショートスブライス作業 9. ロングスブライス作業 10. 網針に網糸を巻く作業 11. 網糸で網地を編む作業 12. バッチあて作業 13. 網地穴の補修作業 14. 幹繩に岩糸を刺す作業 15. 枝繩を幹繩に取り付ける作業 16. かご枠に防錆処理を施す作業 17. 網地を筒状に縫合する作業 18. かご枠にかご網を被せて固定する作業 19. 漏斗網の製作作業 20. 漁獲物の取り出し口製作作業 21. かごに枝繩を取り付ける作業 ②漁具・漁労機械の操作作業 1. GPSを使用し、漁場を決める作業 2. 魚群探知機の魚群探索作業 3. 魚群探知機の測深(海底の深さ測定)作業 4. かごから漁獲物を素早く丁寧に取り出す作業 5. 餌の交換作業 6. かごを船尾に送る作業 7. かごの付いた枝繩を幹繩に結び、そのかごを船尾に積み上げる作業 8. 幹繩をかごから取り外す作業 9. 魚鉤(フック)を使用したかご揚げ作業 10. 投げかごの準備作業 11. 幹繩をコイルする作業 12. 投げかご作業を行う順番にかごを運搬する作業 13. 幹繩の走出に合わせてかごを海中に投入する作業 14. デリック操作作業(特別教育実施のこと。) ③漁獲物の処理作業 1. 漁獲物の性別分け作業 2. 漁獲物の種類分け作業 3. 漁獲物のサイズ分け作業 4. 漁獲物の生死判断作業 5. 漁獲物の鮮度保持作業 6. 魚籠の温度管理作業 7. 活魚槽の水質管理作業	(1)かに・えびかご漁業 ①漁具の製作・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. いやり結び作業 4. ローブの端留め(バックスブライス)作業 5. 本目結び作業 6. かえる又結び作業 7. アイスブライス作業 8. ショートスブライス作業 9. ロングスブライス作業 10. 網針に網糸を巻く作業 11. 網糸で網地を編む作業 12. バッチあて作業 13. 網地穴の補修作業 14. 幹繩に岩糸を刺す作業 15. 枝繩を幹繩に取り付ける作業 16. かご枠に防錆処理を施す作業 17. 網地を筒状に縫合する作業 18. かご枠にかご網を被せて固定する作業 19. 漏斗網の製作作業 20. 漁獲物の取り出し口製作作業 21. かごに枝繩を取り付ける作業 ②漁具・漁労機械の操作作業 1. GPSを使用し、漁場を決める作業 2. 魚群探知機の魚群探索作業 3. 魚群探知機の測深(海底の深さ測定)作業 4. かごから漁獲物を素早く丁寧に取り出す作業 5. 餌の交換作業 6. かごを船尾に送る作業 7. かごの付いた枝繩を幹繩に結び、そのかごを船尾に積み上げる作業 8. 幹繩をかごから取り外す作業 9. 魚鉤(フック)を使用したかご揚げ作業 10. 投げかごの準備作業 11. 幹繩をコイルする作業 12. 投げかご作業を行う順番にかごを運搬する作業 13. 幹繩の走出に合わせてかごを海中に投入する作業 14. デリック操作作業(特別教育実施のこと。) ③漁獲物の処理作業 1. 漁獲物の性別分け作業 2. 漁獲物の種類分け作業 3. 漁獲物のサイズ分け作業 4. 漁獲物の生死判断作業 5. 漁獲物の鮮度保持作業 6. 魚籠の温度管理作業 7. 活魚槽の水質管理作業
	(2)安全衛生作業 ① 雇入れ時の安全衛生教育 ② 乗船時の安全衛生教育 ③ 作業開始前の安全装置等の点検作業 ④ 漁船漁業職種に必要な整理整頓作業 ⑤ 漁船漁業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑥ 保護具の着用と服装の安全点検・収納作業 ⑦ 保護具の装着、収納の必要性理解及び指導の実施 ⑧ 安全装置の使用等による安全作業 ⑨ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑩ 異常時及び事故発生時の応急処置作業の習得 ⑪ 操業時の事故(転倒、海中転落、落下物、噛みつかれ等)防止 ⑫ 消火器による初期消火作業	※		
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等当該するものを選択すること。) (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)上記※に同じ	(1)関連作業 ①水揚げ作業の準備 ②水揚げ作業(陸上選別を含む) ③陸上での漁具製作・補修作業 ④陸上での漁労機器点検作業 (2)周辺作業 ①出港時の漁具積み込み作業 ②帰港時の漁具積み下ろし作業 ③船体補修作業			
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。) 特になし				
使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。) ①漁労機械類(1. は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること) 1. かご漁船 2. 魚群探知機 3. GPS 4. ドラム 5. ウインチ 6. ハッチ 7. ベルトコンベアー 8. サイドローラー 9. 積み込み式ローラー 10. デリック(クレーン) 11. 保蔵庫 12. 活魚槽 13. かご置場 14. 籠 15. リール ②漁具類(1. は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること) 1. かご網 2. かご枠 3. 網針 4. 餌箱(餌袋) 5. 底じりローブ 6. 取り出し口 7. グープ 8. 漏斗網 9. 幹繩 10. 枝繩 11. 岩糸 12. 結い綱 13. 石(鏝) 14. 凝縄(浮縄) 15. 捨て縄 16. ぼんでん竿 17. 魚鉤(フック) 18. 浮子(あば) 19. 漁具等仕様書				
製品の例(該当するものを選択すること。) 1. ケガニ 2. ズワイガニ 3. ベニズワイガニ 4. タラバガニ 5. トヤマエビ(ボタンエビ) 6. ホッコクアカエビ(アマエビ、ナンハンエビ) 7. モロトゲアカエビ(シマエビ) 8. ノロゲンゲ 9. ツブ 10. バイ 11. ガザミ(ワタリガニ) 12. イセエビ				
移行対象職種・作業とはならない作業 1. 関連作業及び周辺作業のみの場合				

複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由

1. それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連している理由

日高中央漁業協同組合及びえりも漁業協同組合の監理下にあつては、従来から、年間を通じて、いか釣り漁業、刺網漁業又はかに・えびかご漁業を主として営み、その閑散期に、従として刺網漁業又はかに・えびかご漁業を営んできた。

日高・えりも地域において、刺網漁業又はかに・えびかご漁業との兼業が発展した理由として、主たる漁業の漁期が、年間を通じて営めるものでなかったため、裏作により補完する必要があったところ、漁船は本来操業する漁業に適した船型となっているものであるが、いか釣り漁業及びかに・えびかご漁業との兼業については、自動いか釣り機やかに揚籠機（ドラム）等の漁具・漁撈機械を換装するだけで、同一の漁船及び同一の乗組員により操業することができるなど、それぞれの漁業が相互に関連していたことが考えられる。

そのため、技能実習生が従事する必須作業についても、換装される漁具・漁撈機械の操作については新たに修得する必要があるものの、漁具の製作・補修作業や漁獲物の処理作業については基礎的な部分で共通している。また、同一の漁船内で作業に従事することから、教育、保護具の使用、船内の非常配置など安全衛生作業についても共通している部分が少なからずある。これは、水揚げや漁具の積み下ろしなど関連作業及び周辺作業についても同様である。

以上のとおり、日高中央漁業協同組合及びえりも漁業協同組合の監理下にあつては、社会通念上、いか釣り漁業、かに・えびかご漁業又は刺網漁業が相互に関連したものであると考えられる。

2. 複数の職種及び作業に係る技能実習を行う合理的な理由

技能実習生は、本国に帰国後、本邦において主として修得した技能等を活かして、漁船の乗組員となることが予定されているが、各漁業には適した漁期がある。

日高中央漁業協同組合及びえりも漁業協同組合の管内では、複数の漁業を兼業することにより、それまで閑散期となる冬季に、都市部の工事現場等へ出稼ぎに出ている漁業者が、周年漁業を営みながら生計を立てることができるようになり、漁家の生活が安定し、漁村地域が活性化するなど浜に好循環がもたらされた。

技能実習生の場合も、複数の漁業に係る技能等を修得することで、主たる漁業の閑散期においても、他の漁船に乗り組み、職業及び生活の安定を図ることができるようになる。

また、将来的には、多様な技能等を修めた後進指導者としてキャリアアップし、本国の漁業振興に寄与することも期待される。

従来、2種類の作業に係る技能等を修得するには、1種類の作業に係る技能等の修得と比し、2倍の技能実習期間を要してきた。

しかし、日高中央漁業協同組合及びえりも漁業協同組合の監理下で、複数の漁業に従事する場合は、上述のとおり、安全衛生作業、関連作業及び周辺作業に共通事項が少なからずあるため、一の技能実習期間において、同一の技能実習指導員による指導の下、必須作業に重点化し、一元的かつ効率的に技能等を修得することができるため、技能等の移転がより一層図られ、技能実習の成果を高いものとする可以考虑される。これにより、本国において、適切な漁業訓練を受けた漁船員の充足が促進され、水産物の安定供給、ひいては地域の経済及び社会の発展に寄与していくものと考えられる。

以上のとおり、いか釣り漁業、刺網漁業又はかに・えびかご漁業に係る技能実習を同時に行わせることは、本国の経済発展に寄与できるものであり、「人づくり」への国際協力の推進を目的とする制度の趣旨に合うものである。

漁業技能実習事業協議会決定第 号
平成 年 月 日

漁船漁業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書（団体監理型技能実習）
交付要領（案）

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成 29 年農林水産省告示第 937 号）及び漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成 29 年漁業技能実習事業協議会決定第 号。以下「 号決定」という。）の規定を実施するため、漁船漁業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書の交付に関し次のように定める。

（証明書の交付申請）

- 第 1 条 監理団体は、毎月 15 日又は 30 日の期限までに、技能実習計画概要（様式第 1 号）及び労働協約書（労使確認書を含む。次項において同じ。）の写しを、E-mail により、一般社団法人大日本水産会事業部業務課（次条において「大日本水産会」という。）に提出する。
- 2 前項に規定する提出物のファイルの種類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 技能実習計画概要 Microsoft Excel ワークシート (.xlsx)
 - 二 労働協約書の写し Adobe Acrobat Document (.pdf)

（証明書の交付）

- 第 2 条 大日本水産会は、次に掲げる事項を確認のうえ、監理団体を経由して、団体監理型実習実施者に、特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領（平成 29 年法務省・厚生労働省・水産庁公表）に規定する団体監理型技能実習に係る証明書（漁船漁業参考様式第 2 号）を速やかに交付するとともに、その旨を 号決定第 3 条の全国団体等に通知する。
- 一 監理団体が 号決定第 1 条の措置を講じていること
 - 二 団体監理型実習実施者が 号決定第 2 条の措置を講じていること
 - 三 複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実施するための体制が、複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施するための体制の確認（平成 29 年漁業技能実習事業協議会決定第 号）別紙において確認されていること
- 2 大日本水産会は、証明書を交付したときは、証明書交付記録簿（様式第 2 号）に記録し、当該証明書に係る技能実習の期間、これを保存する。

証明書交付記録簿（漁船漁業／様式第2号）

証明番号	証明日	技能実習生 氏名	国籍	生年月日	性別	労働組合 名称	協約 締結日	実習実施者 氏名又は名称	漁具 品名	漁船 船名	船主 氏名	船主 住所 〒 市町村	電話番号	漁具 品名	全国団体等 名称	外国の選出機関 名称	技能実習 期間 ～	区分	作業	種別	種別 期間	種別 作業	試験合格日 初級	試験合格日 中級	専門級	

証 明 書

(団体監理型技能実習)

《実習実施者_氏名又は名称》 殿

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成 29 年農林水産省告示第 937 号）第 2 条の規定に基づき、下記の者が、技能実習生《技能実習生_氏名》について、漁業技能実習事業協議会において協議が調った措置を講じていることを証明する。

記

申請者：《実習実施者_氏名又は名称》

監理団体：《監理団体_名称》

《証明日》

漁業技能実習事業協議会

印

漁業技能実習事業協議会決定第 号
平成 年 月 日

養殖業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書（団体監理型技能実習）
交付要領（案）

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成 29 年農林水産省告示第 937 号）及び養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成 29 年漁業技能実習事業協議会決定第 号。以下「 号決定」という。）の規定を実施するため、養殖業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書の交付に関し次のように定める。

（証明書の交付申請）

- 第 1 条 監理団体は、技能実習計画概要（様式第 1 号）及び労働協約書（労使確認書を含む。次項において同じ。）の写しを、E-mail により、養殖業技能実習制度地域監理委員会（以下「地域監理委員会」という。）の事務局に提出する。
- 2 前項に規定する提出物のファイルの種類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 技能実習計画概要 Microsoft Excel ワークシート (.xlsx)
 - 二 労働協約書の写し Adobe Acrobat Document (.pdf)
- 3 地域監理委員会の事務局は、監理団体が自らに加入していること及び技能実習計画概要の内容に不備がないことを確認のうえ、全国漁業協同組合連合会を経由して、毎月 15 日又は 30 日の期限までに、E-mail により、一般社団法人大日本水産会事業部業務課（次条において「大日本水産会」という。）に提出する。

（証明書の交付）

- 第 2 条 大日本水産会は、次に掲げる事項を確認のうえ、全国漁業協同組合連合会を経由して、団体監理型実習実施者に、特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領（平成 29 年法務省・厚生労働省・水産庁公表）に規定する団体監理型技能実習に係る証明書（養殖業参考様式第 1 号）を速やかに交付する。
- 一 監理団体が 号決定第 1 条の措置を講じていること
 - 二 団体監理型実習実施者が 号決定第 2 条の措置を講じていること
 - 三 複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実施するための体制が、複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施するための体制の確認（漁業技能実習事業協議会決定第 号）別紙において確認されていること
- 2 大日本水産会は、証明書を交付したときは、証明書交付記録簿（様式第 2 号）に記録し、当該証明書に係る技能実習の期間、これを保存する。

証 明 書

(団体監理型技能実習)

《実習実施者_氏名又は名称》 殿

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成 29 年農林水産省告示第 937 号）第 7 条の規定に基づき、下記の者が、技能実習生《技能実習生_氏名》について、漁業技能実習事業協議会において協議が調った措置を講じていることを証明する。

記

申請者：《実習実施者_氏名又は名称》

監理団体：《監理団体_名称》

《証明日》

漁業技能実習事業協議会

印